

神戸港における国際トランシップ貨物誘致事業 補助金交付要綱

令和7年4月1日 港湾局長決定

この要綱は、「神戸港における国際トランシップ貨物誘致事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港における国際トランシップ貨物の誘致を促進することで、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、外国港から外国港への実入りコンテナの輸送を神戸港経由（神戸港における国際トランシップ）で行うものとする。なお、仕出し港及び仕向け港はアジア域内に限る。

2 補助金の交付を受けるにあたっては、第5条に掲げる補助対象期間中に、前項に規定する実入りコンテナの輸送を300TEU以上行うことを要する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1TEUあたり10,000円とする。

ただし、1事業者あたり3,000万円を限度とし、予算の範囲内で措置するものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとし、神戸港での積み替え前（輸入側）の船舶入港日を当該年度の4月1日以降、積み替え後（輸出側）の船舶入港日を翌年2月末日までとする。ただし、第9条第2項に規定する期日までに提出される2月の月報の報告内容までを対象とする。

2 交付決定前に入港した船舶におけるコンテナ積替えは対象に含めない。ただし、当該年度の7月末日までに交付決定をした場合は、当該年度の4月1日以降に入港した船舶におけるコンテナ積替えを対象とすることができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）を当該年度の12月15日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(月報の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関する月次報告（以下「月報」という。）として、コンテナ明細（様式第11号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を対象月の翌月末日までに提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、2月の月報は2月末日までに提出しなければならない。

3 市長は、月報の内容を審査するため、根拠資料として、補助対象となる実入りコンテナの輸送を神戸港経由で行ったことが確認できる書類の提出を補助事業者に求めるものとする。

4 補助事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及びコンテナ明細（様式第11号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を当該補助事業の完了後、当該年度の2月末日まで

に市長へ提出しなければならない。

(交付額の確定)

- 第 11 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額（第 8 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、変更後の金額）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知するものとするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施に係る関係書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。